

第五十八回国会 建設委員会 議 録 第二十三号

昭和四十三年五月十七日(金曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事 金丸 信君

理事 森下 國雄君

理事 岡本 隆一君

理事 伊藤宗一郎君

理事 浦野 幸男君

理事 佐藤 孝行君

理事 正示啓次郎君

理事 葉梨 信行君

理事 阿部 昭吾君

理事 島上善五郎君

理事 福岡 義登君

理事 吉田 之久君

理事 伏木 和雄君

理事 丹羽喬四郎君

理事 渡辺 栄一君

理事 佐野 憲治君

理事 稻村左近四郎君

理事 大野 明君

理事 澁谷 直藏君

理事 田村 良平君

理事 廣瀬 正雄君

理事 石川 次夫君

理事 下平 正一君

理事 渡辺 芳男君

理事 北側 義一君

理事 保利 茂君

理事 片山 正英君

理事 飯谷 忠男君

理事 坂野 重信君

理事 費輪健二郎君

理事 石井由太郎君

理事 浅尾 格君

理事 桑原 進君

理事 熊本 政晴君

理事 門 員

理事 熊本 政晴君

理事 熊本 政晴君

理事 熊本 政晴君

理事 熊本 政晴君

理事 熊本 政晴君

理事 熊本 政晴君

理事 熊本 政晴君

理事 熊本 政晴君

理事 熊本 政晴君

理事 熊本 政晴君

理事 熊本 政晴君

理事 熊本 政晴君

理事 熊本 政晴君

委員井上普万君、樋上新一君及び渡部一郎君辞任につき、その補欠として渡辺芳男君、北側義一君及び伏木和雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員渡辺芳男君辞任につき、その補欠として井上普万君が議長の指名で委員に選任された。

本日(の)会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

この際、仮谷政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。仮谷政務次官。

○仮谷政務次官 昨十六日の十勝沖の地震による被害状況を簡単に御報告申し上げます。

政府のほうでも緊急対策本部を設けて、田中総理府総務長官が本部長になりまして、昨日六時から第一回の対策会議を開いたのであります。今朝の十時に北海道班と青森班と二班に別れまして調査団を派遣することにいたしました。

建設省からもそれぞれの所管の担当者がそれぞれの地区に調査に参つておるわけであります。現在までに判明いたしております災害状況を簡単に御報告申し上げますと、北海道では国道の被害を受けたものの六本、その他道道が五路線、河川が四河川、青森県が、国道が五本、県道が七本、河川が二川、海岸が一カ所、岩手県が、国道四本、県道が一本、秋田県が、国道二本、以上のような道路、河川その他の被害を受けておりますが、金額等についてはまだ詳細がつかめておりません。なお、道路関係は、大体本日中午に一車線程度の交通が確保できる、こういう見通しでございます。

それから、住宅関係では、全体を含めまして、全壊が百十二戸、半壊が五百四十五戸、全壊が十三戸、半壊が七戸、一部破損が四百七十一戸、床上浸水が八百七十二戸というような状態に相なっておりますのであります。

なお、建設省におきましても非常災害対策本部を設置いたしまして、それぞれ万全を期しておりますわけでありまして、いづれにいたしましても、本日出張いたしました調査班の帰省を待ちまして、これに対する対策を立ててまいりたいと思っております。

さきのえびの地震によりまして災害対策等の例もございまして、緊急対策等万全を期して遺憾のないようにいたしたいと思っております。

簡単でございますが、御報告を申し上げます。

○加藤委員長 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際、おはかりいたします。

本案審査のため、本日電源開発株式会社から理事石井由太郎君、理事桑原進君、理事浅尾格君に参考人として御出席を願ひ、御意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人からの御意見聴取は、質疑応答の形式でお聞きすることといたしたいと存じますが、で、さよう御了承願ひしたいと思います。

○加藤委員長 質疑の通告がありますので、順次これを許します。吉田之久君。

○吉田(之)委員 ただいま政務次官のほうからきのうの十勝沖地震による被害状況についてのさしあつた御報告があつたわけでございます。われわれは、この地震によつてあまりにも予期せざる大被害を生じさせた事実、さらに、あまりにも地震対策上の多くの問題点があることをこの地震が明らかにしたということ等について、今後国土保全の観点から大いに検討を要する問題であると考えるわけでございます。

それにいたしましても、治山治水に上るいは国土保全上の行政からなされて、今度の地震の際にあらうじて免れ得た被害がただ一点評価されるのではないかと。それは津波の被害がきわめて軽かつたという事実であります。これは、一つは、たまたまこの地震発生の際が干潮のピークに近かつた、干潮時であつたということ、それから二つ目は、東北地方の太平洋岸において、三十五年のチリ地震津波のあと、堤防工事や防備体制がほぼ完全に近かつた。特に昨年十一月完成したばかりの宮城県的女川町などにおきましては、チリ地震のときには当時二十数億円の被害があつたわけでございますけれども、今度の地震においては四メートルの高波をようやく岸壁すれすれに押えることができたということ、注目すべき一つの事実だと思ふのであります。

われわれはこういうことを考えるときに、国土を保全するためになすべき多くの仕事というものが、あらためてこの機会に再確認されなければならぬと思ふのです。こうして免れ得た被害というものも現にあつたわけでございますけれども、しかし、もしもこのときにこれが満潮時であつた場合には、はたしてこれが免れ得たであらうかというふうな問題も一つ思ひ浮かび上がってくるわけでございます。あるいはまた、治山治水において免れ得なかつた被害というものが今後ますます

す明らかになってくるであらうと思うのです。こういう点につきまして、特にまず津波に対する被害をどの程度まで防止し得るかという、今日の時点における建設省としての見解を発表していただきたいと思ひます。

○坂野政府委員 津波につきましては、先生御承知のとおり、ちょうど昭和三十五年(一九六〇年)にチリ津波を受けまして、それで当省といたしましてチリ津波対策事業というものが行なわれまして、昭和四十四年(一九六九年)にチリ津波が完成した時に、今回の地震津波を迎えたわけでございます。一般の地震津波は、非常に遠い場合と近い場合とございまして、チリ津波の場合は、先生御指摘のように、比較的波の低い状態でございまして、低い状態に対する対策は十分でございまして、低い状態によりまして今回もかなり災害防止に役立ったわけでございます。しかし、近くに起こる津波あるいはそういつたいろいろな現象による近傍の波に対してはなお十分な点がございまして、そういった点につきましては、今後とも海岸の長期構想というものを一步一步推進するようにいたしたいと思ひます。具体的には金額等でどれだけの津波をこれから——海岸堤防の高さとの関係につきましては、ちょっと詳細な資料を現在持ち合わせておりませんので、また必要に応じまして先生に御説明いたしたいと思ひます。

○吉田(二)委員 要するに地震の場合でも、あるいは風水害の場合でも、備えというものがいかに大きな効果を発揮するものであるかということを考えて、私は、今度新五カ年計画を打ち立ててそして新しく治山治水に対して対処していくという考え方には、大いに賛意を表する次第ではございまして、しかしながら、いままでの治山治水対策を顧みて、あまりにも政府の方針が朝令暮改の連続であつたのではないかと、感じがしてならないわけがあります。特に昭和二十九年から三十八年にかけて最初に十カ年計画が打ち立てられておりますが、わずか二年をたがずに

て、三十一年から三十五年まで経済自立五カ年計画が打ち立てられ、直されております。しかも、それがまた二年を経て直ちに三十三年から三十七年への新長期経済計画に切りかわつておる。しかも、これもまた、三十五年から四十四年までの治水事業十カ年計画、すなわち、いま問題になっております治山治水緊急措置法の上程という形に変わつておる。しかも、それがまた、昭和四十四年から四十四年まで中期経済計画に基づくところの治水事業五カ年計画に切りかわつておる。しかも、今度また再び昭和四十四年から四十七年までの新五カ年計画に変わられておる。一体これほどしばしば重大な計画の変更をし直さなければならぬということ、しかも、今後もうこういうことが絶えずあり得るものであるというのを想定して、いまの新五カ年計画を立てようとしておられるかどうかという点が、一番気になる問題でございまして、まず初めに御質問をいたします。

○坂野政府委員 確かに先生の御指摘のように、現行五カ年計画一兆一千億は、わずか三年目にして今度変更するというところに相なつたわけでございまして。確かに見通しが悪いと御指摘になるかも知れませんが、当時、現行の五カ年計画の一兆一千億をつくりましたのは、実は昭和三十八年ごろの時点で全体計画を一応水害ごと立てまして、その時点におきまして九兆六千億というふうな全体計画を立てまして、第一期工事として一兆一千億というところに落ちついたわけでございます。その後四年ないし五年経過したわけでございまして、最近におきましてまた新しい事態に備へまして新長期構想というものを打ち立てたわけでございまして、それは昭和六十年を目標年次としたしまして、全体で二十三兆という新長期構想を打ち立てたわけでございまして、その中身は、最近の災害の状態を見ても、土石流を伴つた災害が非常に多いとか、あるいは大河川よりも中小河川を中心とする災害が非常にふえている。気象状況を見てみましても、非常に局地的な集中豪雨の被害が多くなつておる。それから都市周辺のいわゆる

都市河川の災害というものが激増している。そういうようなことを加へまして、従来の考え方を若干そこで訂正したわけでございまして、水資源の問題も、最近またさらにここ四、五年の間に窮迫してまいりました。特に千ばつはここ二、三年続いてまいりまして、そういうことを踏まえまして、新しく治水ダムという小規模のダムをたくさんつくるというふうな計画の必要性も出てきたわけでございまして、そういう観点から、社会経済発展の展望に伴う治水計画の変更というものでそれに応じた新治水計画に踏み切らざるを得なくなつてきた。質的にはそういうことでございまして、量的にも、現行の一兆一千億のまゝの伸び率で毎年やつておりましたのでは、いつ治水事業が終わるかわからぬような状態でございます。ひとつ早急に量をふやす必要があるということ、両方の面から、新しく今後改定する必要があると、両方ございまして、私どもは全体の計画をいかに改定するから、社会情勢が相当いろいろ変化いたしましたとしても、おそらく今後もう再々この五カ年計画を変更することはないであらうというぐあひに、現時点では私も見込みを立てておるわけでございまして。その点御了承願ひたいと思ひます。

○吉田(二)委員 いま現時点においては、今後しばしば五カ年計画を変更することはまずないであろう、そうしかお答えできないと思ひますけれども、結局は、いつもそう言いながら、二、三年ごとに改定を余儀なくされておる。災害の発生が予想より多いとか、あるいは現在の計画が開発進捗にマッチしない、あるいは経済社会発展計画にさらに合わせるためには手直しが必要であるとか、もろもろの理由はもちろん私は認めるにやぶさかではございませんけれども、しかし、今日までの経過を見ましたときに、いま御答弁のような若干の訂正は受け取れない根本的な訂正、しかもそれがあまりにもしばしば行なわれておるということをや、やはり指摘せざるを得ないと思ひます。これはやはり政府のこうした治山治水に対する国家的な長期見通しがあまりにも欠陥しておるから

ではないか、あるいは一応そういう見通しは立てても、それを計画執行していく意欲において何らかの問題——と申しますか、欠陥が大き過ぎるのではないかと、気がしてならないわけでございまして。

そこで、いまも御答弁のとおり、これから昭和六十年度を目標にして、十八年の間に総額二十三兆円の投資を行なつて国土保全の万全を期していこうというお考えの方でありますが、これは前西村建設大臣時代、昭和四十二年の十月ごろに長期構想を明らかにされたことのつとめて、いまこの計画に移ろうとしておられるのだというふうなわれわれは受け取るわけなんです。ところで、この十八年間に二十三兆円の大投資を行なつて、長期にわたるわが国の治山治水計画を完全に確立しようとするにしまして、この五カ年計画は万全であるのかどうか、その第一期計画としての新しい五カ年計画は、その目標を達成するに足る、第一段階として完全な計画であるのかどうか、特に予算面において私は非常に疑わしい点を持つわけでございましてけれども、その点、政府の御見解はいかがですか。

○坂野政府委員 先ほど申し上げました二十三兆というのは、昭和六十年を目標にした数字でございまして、それを十八年間で実施するわけでございまして、それけれども、その第一期が今度の二兆五百億というわけでございまして、伸び率の点から考えてみますと、昭和四十三年度を起点としたしまして平均毎年二・二％ずつ伸びてまいりますと、大体五カ年で二兆五百億という額に達するわけでございまして。その後私どもの予定では、さらに五年間そのペースでできれば伸びはしていききたい、そして十年を過ぎて、あとの八年間を一〇％ずつぐらゐに伸び率を上げてまいりますと、大体二十三兆という数字に相なるわけでございまして。もちろん、その間において国家財政等の関係でそのとおりいくかどうか、むづかしい問題もあるかと思ひますけれども、計画としてはそういうことを踏んでおりますので、その中で現行の五カ年計画二

兆五百億は少ないのじゃないかという御指摘、確かにそのとおりでございますけれども、そういうペースでいきますと、大体どうにか二十三兆という投資額をカバーできる。しかもこの二兆五百億というのは、超重点といいますか、根幹的な事業を中心にして重点的に投資していくというわけで、できるだけ防災効果の大きなものを考えていくということ、その中においても中小の河川対策の問題を重点にやっていきたい、土石流の対策も重点にやっていきたいということで、重点をしばっていきまして、水資源の開発の問題にいたしまして、できるだけ長期的な計画を立てて、そのうちの第一期の五十年でございまして、その辺と結びつきのあるような事業を実施していきたいというぐあいに考えておるわけでございします。

○吉田(二)委員 私は、どのように計算しても、いまのような御説明では、十八年間で二十三兆円にはならないと思うのです。これはたとえ算術計算をした場合に、二十三兆円を十八年で割れば、一年間に一兆円以上投資していかなければ目的にはならないはず。しかしながら、やり方としては、いままでの経過をながめまして、年々一定の率をかけてだんだんカーブを上げていくというふうな受け取れます。しかしながら、いまの説明を聞いておきますと、一定の段階で次第にカーブの倍率をゆるやかにしていくというふうな計画をお持ちになっている。一体どうして二十三兆円になるのだからかと思つて、昨晩いろいろ計算してみたのです。なるほど、現行の五十年計画では五十年間で一兆一千億の額を見込んでおられる。予備費を入れてのことでございますが……。それから、今度の改定五十年計画では、五十年間で二兆五百億に予備費を入れて予算を確保しようとしておられる。要するに、これは計画を変えることに倍ずつにふやしていくかというふうなことに受け取るならば、少し勘定は成り立つてくるわけなんです。もしそうだとするならば、二兆五百億とはおっしゃいますけれども、た

とえば治水事業の場合に、その事業費はやはり一兆五千億しか考えられない。予備費の問題はあとで御質問いたしたいと思ひますけれども、現実にはほとんど使用されておらないのでありまして、この予算は、げたばき予算と申しますか、かさ上げ予算のような感じを強く受けるわけでございします。

そこで、かりに治水事業の場合に、当初の五十年計画で一兆五千億をくろみ、そして五年後にもう一度五十年計画を立てて、そのときにはいまの論法でこれを三兆円にする、その次の五十年計画には六兆円にする、その次には十二兆円にする、倍々に計算していけば、四回あれば大体二十兆ないし二十三兆になる。そういうことをお考えになっているのですか、政務次官。

○飯谷政府委員 吉田さんのお話しになられる趣旨は私もよくわかります。率直に申し上げまして、五十年計画というものが五十年間で完全に遂行されて新しい計画に移るということは最近ないようでありまして、これは河川に限らず、道路あるいは漁港その他の問題でも、すべて途中で変更されて新しい計画になっておることは、おっしゃるとおりでございます。そういう意味において、見通しが悪いんじゃないか、あるいは朝令暮改じゃないかという批判は甘んじて受けなければならぬと、私は率直に認めております。ただ、先ほど河川局長が申しましたように、いろいろ経済の発展に伴つて、都市の開発やら、あるいはたとえは農業構造改善といったような施策が急激に伸びていくものから、そういう面から考へて、従来の考え方の河川計画というものを大幅に変更しなければならぬ事態が迫ってくる、そういうふうなことが考えられて今度の計画も実は立つたわけでありまして。率直に言つて、五十年計画を私も立てた場合には、一定の金額で——たとえば、これは大蔵省との折衝もいたすわけでありまして、その場合においてすでに相当の額が折衝の段階において切られるということも、現実の問題としてわれわれ率直に認めておるわけ

であります。また、そういうことをかれこれ考えてみますと、必ずしも計算どおりいくというふうな私どもは確信を持って申し上げることはなかなか困難かと思うのでございしますけれども、しかし、やはり改定と同時に、計画をふやしてそして目標を達成するように最大の努力を払つていく、財政とも見合わせながら最大の努力を払つていくというところで努力を続けていかなければいかぬのじゃないか、それがいままでやってきたことであり、今後も私もさらに努力をしなければいかぬ問題じゃないか、このように思つております。

○吉田(二)委員 実は政務次官がいまおっしゃったことこそ一番問題だと思ふのです。計画どおりにはいかない。大蔵省が大なたをふるう、財政硬直という理由のもとにまたこの五十年計画もだいたい圧縮された、そういうことで、努力はなされていくでしようけれども、それでは、当初設定した目標に達するのは、昭和六十年の目標が七十年にも七十五年にもおくれしていくだろう。先ほど、チリ津波対策をたまたま講じられたことが今度の地震にも大きな効果を発揮しているという事実にかんがみならば、私は、予算の捻出が安易であるとか、むずかしいとか、あるいは大蔵省が財政硬直を理由にこれを削るとか、いろいろな動きがあるわけでございしますけれども、そういうことは、極端に言えば、全く別問題に国土保全対策というものは遂行してやらなければならない、それなくしてはこれは意味を失ふと思ふのです。

特に私はそういう点でもう一度河川局長にお伺ひいたしますけれども、先ほど私が言いましたように、かりにこれからは二、三年おきには改定しない、五年ごとに着実に改定していくとして、しかもその倍率を倍々に上げていけば、昭和六十年にはほぼ二十三兆円になるわけですが、先ほどの局長のお話によりますと、だんだんにそのアップ率をある段階からダウンさせていくといひますか、急速な一定のアップ率だけで六十年に達しようとは考えておられないというふうに私は受

け取るわけですが、そうすれば数字上のつじつまが合わなくなつてまいりますが、その点をもう少し御説明いただきたい。

○坂野政府委員 私の説明があるいは足りないで間違つておられたかも知れませんが、一応計算上は、吉田先生もおっしゃる通りに、二兆五百億のうち治水事業費が一兆五千億でございします。これが治水事業のいわゆる根幹をなすものでございします。これを昭和四十三年から、先ほど申し上げましたように、大体五十三年ころまで、二・一％で、これは等比級数で伸びていくものですから、それですつといきまして、それをこのまま伸ばせばきかもしれませんけれども、大体事業投資というのはいちつのカーブを描くのが常道じゃないか。それが五十三年くらいまでいきまして、それから以降は少しスローダウンいたしまして、一〇％と言ひましたが、詳しく言えば九・九％でございします。それでずつと等比でいきますと、昭和六十年で二十一兆八千億という数字になるわけなんです。これは計算上でございます。それで、予備費はこの中には含まないで、あと県単あるいは災害関連等、若干、一兆二千億ばかり見るわけでございします。そうすると大体二十三兆という数字に計算上はなりますので、できるだけその目標で進んでいくように努力いたしたい、かように考えております。

○吉田(二)委員 最初の数字を一兆五千億と見まして、あるいは災害関連や県単事業等を入れて計算する、あるいは等比級数で計算してみると——あとで計算してみますけれども、ほぼ何とかその辺まで達するのかもしれない。しかし、私はこの機会によく伺つておきたいのですけれども、これは、いわゆる人件費の高騰であるとか、あるいは建築材料の高騰であるとか、そういう要素は一切見込まない二十三兆円であり、今度の一兆五千億円なんですよ。その点が一つ。それから、めつたなことがない限り、今後二、三年おきにいままでのようなやり方でまた改定をして、新々五十年計画とかいうことで、そこで巧

昭和四十三年五月十七日

四

みに倍率を変えていく、そうでもしなければ追いつかないんだというふうな考え方も案ぜられるわけでありますけれども、そういうことはただいまの方針としては全くお考えになっておられないのかどうか、まずその辺のところを特に念を押しておきたいと思います。

○坂野政府委員　まず価格の問題でございますが、これは計算上は四十二年度現在の価格で計算いたしております。

それから、あとの計画の改定の問題でござい
す。これは、先ほども申し上げましたように、私
どもは、現在の段階では、この二十三兆というこ
とで相当大幅に見ておりますので、改定というよ
うなことはできるだけ考えないで、所定のペー
スで進んでいきたいというふうに考えておりま
す。

○吉田次委員　そこでまだ若干の心配があるわけなんです、まさか、大蔵省にそのつど削られるであろうから、そういうことのサバを読んでいる計画ではないですね。その辺どうですか。

○坂野政府委員　そういうことはございませぬ。
○吉田(三)委員　それならば、政務次官、大藏省
が、今度の計画でも、要求改定計画と比べれば、
治水事業でも五カ年計画で二兆四千億が二兆五百

億に割られておるわけです。こういうことを断じてはね返していく、そのことなくしては所期の目的が達し得ないという、き然たる態度で臨み得るのかどうか、どうなんですか。

○仮谷政府委員　長期の二十三兆は決してサバを食んだものでないことは、御認識願えると思ひます。

それから、吉田さん、ざつくばらんに言つて
いままでの改定の経緯というものは、大体大蔵省
自体がほんとうは非常に縮めるんです。そこで、
最初の計画がスムーズにいかないから、これじゃ
困る、だからもう一べん計画を立て直してさらに
伸ばそうという、むしろ、われわれの側からいつ
たら、伸ばすという一つの方法としてそういう問
題を考えてきた面も確かにあったわけですよ。やは

り改定するたびに伸びてきたことは間違いないのです。だから、伸びるために、充実するためにむしろ改定を要求するといったような声が一般にもあるし、われわれもむしろそういった考え方でいった面も確かにある。改定するたびに、決して萎縮してなくて、伸びているということを御理解いただきたい。率直に言つて、今度五カ年計画を完全に遂行するなら、やはり年々二・二%ずつずつと伸びさなければいかぬということです。これは、財政当局との折衝はなかなかないへんだと思うのですけれども、立てた以上、われわれはあくまでもそれを遂行するように努力していかなければならぬ、かように考えております。

○吉田(田)委員 伸ばすためのテクニクとして
 こういうことを絶えず繰り返していかれるという
 ことは、やはり国家の威信にかかりますし、お
 よそ一つの計画を立てて長期構想を進めていくと
 いうからには、そろそろこの辺で掛け値なしの計
 画を立てる、そのかわり立てた計画は断じてかち
 とって消化する、こういう方針がなければ、こう
 いう法定の意味がますます失われていくのじや
 ないか、単なるテクニクとして終始してしま
 うのではないか、まじめな議論ができなくなるとい
 うふうな気がするわけなんです。

特に私はこの機会に砂防事業の強化について申し上げたいと思うのです。治山治水は、もとよりその原因から直していかねければならない。特に最近の砂防事業というものが非常に予算が薄いのではないか。今度の治水計画等を見ましても、治山計画で六十年度に六兆四千億ですかの予算を消化するために新しい計画に差しかかろうとしておられるように思うわけなんです。時間がございませんでお聞き返して聞きませんけれども、いまままだお聞きしましたのと同じような意味で、この治山事業計画のほうの見通しは確かなのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○片山(正)政府委員 お答え申し上げます。
先生御指摘のように、私ども林野庁としての計画では、昭和六十年に六兆四千億を一応考えてお

ります。現在の五カ年計画では三千五百億を一応計画しておるわけでございます。そこで非常に大幅な違いがあるじやないかと、御指摘かと思ひます。先ほど建設省のほうから御説明もありましたように、われわれ年率大体二三、四％そのものを一応基準に伸ばしていつているわけでございます。そのような形で極力努力をしながらか確保してまいりたい、かように存じておる次第でございます。

○吉田(委員) 治水のほうが約二％、治山のほうが二三、四％と、非常にきめのこまかいところを示しておられるのですが、大体二四、五％くらい見なければ——要するに、治山のほうに少しづつウェートをかけていかなければ、この両輪である事業は同一時点において所期の目的を達することができないのではないかというような気がいよいよいたしますので、その点は建設省と農林省のほうでさらにこれからもっと緊密な一元的な体制を組んで進めていくべきではないか。特に治山事業というものが、植林をしたり、あるいは防災

考えになりますか。

○仮谷政府委員　治山治水対策が一体にならないければならぬということとは全く同感でありまして、私ども実は現場でもそういう問題をしばしば見受けるいは聞く問題であります。そういう面においては、いままでも計画の実施にあたって十分連絡をとってやっておりますけれども、今後は計画面あるいは実施の面から十分に連絡をし、一体になって目的達成に努力をしなければならぬということとは、お説のとおりであります、今後十分努力してまいりたいと考えております。

○吉田(之)委員　次に予備費の問題なんですが、一体この予備費というのは何なんでしょうか。伊勢灣、台風程度の大災害が発生したときにだけ使われるる予備費であるように聞いておりますけれども、それではこれはもう見せかけの予算にすぎない。最近予備費が使われた事例はないように承っておりますが、そういう緊急の大災害に対しては別途のようでもっと弾力性のある強力な予算措置をして、そして恒常的な治山治水に対しては、この予備費のよ

うな幻想的な金額を組み入れないというふうなことをしなければ、看板に偽りありというふうなことがこうになればいいか。国民に錯覚を与えるることにはほしくないかという感じがするわけですが、次官いかに考えてありますか。

○仮谷政府委員 五カ年計画を立てて、その規模の折衝にあたっては、私どもはできるだけ予備費というものを少なくしようということで、率直に申し上げまして、努力いたしてまいりました。ただ、今回の場合においても、かなり予備費の額が大きいです。しかし、伊勢湾台風といったような、決して特定のものという意味ではなしに、相当の災害が起きた場合には、われわれはあくまでも予備費を使ってその所期の目的を達したいというふうに考えております。ただ、いままではそういうことで予備費を使用した例はないようであります。将来の計画については、予備費という、どっかかといえは少しあいまいなようなものは、できるだけ全体計画の中に組み入れていくということが理

想であり、そういう方向で努力しなければならぬ
というの、御意見と同じであります。

○吉田(三)委員 予備費は、相当の災害があれば
考える、伊勢湾台風クラスというふうな断定して
基準をきめてあるわけではないというお話でござ
いますけれども、それならば、予備費使用基準と
いうものをこの辺でやはり明らかにすべきではな
いかと思うのです。そのときそのときの大官の考
え方あるいは閣議の成り行きで使ったり使わな
かったりするというふうなあいまいなことは、今
日予算編成立上おかしことだと思ひます。使用
基準をこの辺の段階で明らかにする、あるいは、
いま次官がお話のとおり、予備費の性格につい
てもう少しはつきりしたものにしていくという
考え方を統一される御意思はありますか。

○坂谷政府委員 確かにそういうお考え方は私ど
も同感でありまして、そういう面では常に財政
当局とは折衝をいたしておりますが、いまの段階
では、やはりそのつどの事態に応じて決定してい
くという形に相なっております。ただ、伊勢湾台
風というお話が出ましたけれども、もちろん、相
当の規模の災害があり、そのことによつて将来に
大きな影響を及ぼすといったようなことが確認さ
れれば、われわれはできるだけ予備費を利用する
というように努力しなければならぬというふう
に考えておりますが、いま、どの時点で、どうい
う基準でというところまでは、残念ながら決定を
いたしておけません。

○吉田(三)委員 この辺の問題は早急に見解を統
一していただきたい。あるいは、今後の対策につ
いて十分な協議を進めていただきたい。そうしな
いと、われわれははじめにこの予備費について審
議することができなくなるというふうな気がいた
しますので、特に念を押しておきたいと思ひま
す。

この措置法の一部改正によりまして、閣議の決
定をいたさなければならぬこととなります。そ
の閣議決定の時期は、大体ことしのいつごろま
でになるつもりであるか。

○坂野政府委員 現在大蔵省当局あるいは自治省
当局等と内容につきましているいろいろ協議をや
つておりまして、五カ年計画のワグが大体いまきま
りましたので、その原案につきましても各地建
あるいは県等との細部を詰めておりまして、その詰
め作業がかなりかかるのでございますので、まだ
はつきりした見通しは申し上げられませんが、な
い、やはり少なくとも夏ごろまではかかるので
ないかというふうに思ひます。

○吉田(三)委員 夏ごろ、したがって七、八月ご
ろまでに閣議決定を取りつけないというお考えと解
釈していいわけですね。

そこで、同時に、治水事業一兆五千億の荒筋の
配分と申しますか、たとえば河川に、あるいはダ
ムに、あるいは砂防にどのくらいの比率で当面の
五カ年は配分していくのが一番いいとお考えに
なっているのか、その辺の現時点における局長の
お考え方を申していただけますか。

○坂野政府委員 これは先ほど申し上げましたよ
うに、いろいろ積み上げてみまして、それをはじ
いて、また全体的に伸び率等々勘案して最終的に
きめるわけでございますが、一応のわれわれの試
算と申しますか、第一次の目標としては、一兆五
千億のうち、大抵河川が九千億、それからダムが
二千八百億程度、砂防が三千億程度、そのくら
いに考えております。これは一応の目標でござい
ます。

○吉田(三)委員 五カ年計画に対する予算の質問
等は以上にとどめます。

そこで、社会開発に伴つて最近の災害が非常に
大きくなつておるといふことがしばしば指摘され
ておるわけなんです。たとえば、小さい問題では
ありますけれども、現に、名阪国道というものが
建設されました。これは道路局長にお伺いたし
たいと思うのですが、この名阪国道をつくる際
に、その隣接の部落の耕地であるところに対して
相当な土を捨てておるわけでありまして、そのと
きの契約では、いずれ完成後新しく河川をつけ直
す、そうしてちゃんと処置をいたしますという約

束ができていますのですけれども、こういう仕事の
あとというものは、なかなかそういうアフター
ケアというものが完全にできないのが悲しい常識
であります。そこで非常に災害が頻発いたしてお
ります。特に谷を埋めてあるいは山を切つて一つ
の完全な舗装道路をつくる、高速道路をつくる
ということになると、いままでは、たとえば四十ミ
リの雨は四十ミリの被害しか与えなかったわけ
ですけれども、今度は四十ミリの雨が一幸に八十ミ
リも百ミリもの被害として集中的に周辺の村落に
被害を与えておる、こういう事態に至るところ
で、私どもの周辺でも起こつておるわけです。こ
ういうあと始末は一体だれが最終的な責任をとる
のですか。

○養輪政府委員 名阪国道の例をあげられまし
たが、一般に道路をつくらます場合、ことにあ
い名阪国道及び高速自動車国道が今後全国でや
られるようになりますと、非常に大きな土工にな
るようになります。それに伴ひまして、やはり土を
とつたり土を捨てたりする機会が多くなると思
ひます。また、そうなりますと、やはりいままで
と地形がかなり変わりますと、ちよつとした雨に
対していままで以上の被害を起こすようなことが
あるわけでございます。そういう問題につきま
しては、どこから土をとり、どこに捨てるか、そ
れによりましてどういふような水の流れの状況に
なるか、よく検討して、被害を与えないような方
法をいろいろ講じて設計をしておるわけでござい
ます。あとから問題になりますのを振り返つてみま
すと、設計のときにも配慮が足りなかつた点もあ
ると思ひます。こういうところにつきましては、
土捨て場の条件とか、それに伴つたいろいろな現
地の被害につきましては、やはり道路が原因者で
ございまして、道路関係でできることを全力
を尽くしてやりたいというふうに考えておりま
す。

○吉田(三)委員 次に河川局長にお伺いたしま
すが、河川の改修、上で砂防をやり、あるいは下流
のほうから逐次改修していく、大体いままでそう
いう方針でやつておられるだらうと思ひます。
たとえば、最近急に非常に人口が集中してきた近
郊地域と申しますか、そういう地帯では、十年く
らいかつて本川から支川のほうに改修をしてい
く、ようやく一定のところまでやつてきた、とこ
ろが、そのころには、その周辺に大きな団地が
でき上つておる、それで十分に排水をのめ切るこ
とができない、また下から改修し直さなければな
らない、こういう問題が至るところで最近起こつ
ております。全くさいの川原だと思ひます。そ
こで、向こう十年間くらいを見通して、たとえ
住宅計画をどういふふうに見通して、たとえ
見合う河川の改修計画をどのように進めていく
か、こういう総合的な対策が講ぜられないと、国
費の乱費もはなはだしいことになるのではない
かというふうな気がいたします。こういう点につ
いて局長はどのようにお考えになつておるか。

○坂野政府委員 先生の御指摘のとおりでありま
して、いま私どもの河川計画の一番の悩みも実は
そこにあるわけでありまして、河川の全体の計画の
問題について先生御指摘でございまして、それ
と、それと同じようなことが各河川一本一本ある
水系ごとの計画にも実は問題がございまして、私
どももある程度は将来の流域の開発あるいは変貌
というものを想定しておるわけでございまして、
そうしてそれに応じた改修をやつておりますけれ
ども、最近非常に予想外のそういう宅地化とか流
域の開発が進んでまいりまして、私どもの予想し
ておる以上のそういう水の集中というやうな問
題が起きてまいりました。それで非常に苦慮して
おるわけでございまして、そういう観点で、実は今
度の新長期構想の計画の二十三兆の中にも、かな
りそういった将来の見通しという問題も考えま
して、そうして河川の本一本の安全度を高くする
ように、はつきり言えば、河川のそういう集中
流量を受け入れるやうな非常に大きな計画を立て
直したわけでございまして、そのために、先ほどお
話ございましたように、二十三兆という大きな数
字になりましたのは、実はそういう流域の開発に

応ずる計画にしたためにそういうふうにならなかつたわけでございます。今後は、予算のつく限り、宅地開発による流量増というものをのみ切るように考えていきたいと思ひます。

○吉田(二)委員 予算の面ではそういう配慮をしておられるようでありませうけれども、実際問題として、これから十年先の住宅計画を持つていこうというふうな府県が命じたところで、たとえば民間で住宅事業をやっているところは、いろいろ用地買収の問題等もありますので、めったにこれを明らかにいたしません。そうすると、結局いつまでも河川改修はめくらめっぽう——と言つたら少し語弊がありますが、目隠しされたままでやつていかなければならないという問題にお気づきになりますか。そうお気づきになるとするならば、今後こういう問題に対してはどういうふうな総合的に計画を立て直していくか、あるいはどういう指導をやっていくかという点についてお考えになる用意はありますか。

○坂野政府委員 確かに先生のおっしゃるとおりで、私も、河川という問題じゃなくて、流域全体の国土開発でも、そういう詳細な問題まで計画を察知して、その上に立つて治水計画をやるのが理想だと思ひますけれども、先生おっしゃいますように、十年後あるいは二十年後の流域がどういうぐあいに開発されていくかという内容の詳細まではなかなか押えかねるために、また私も、一応、排水の問題にしても、水資源の開発の問題にしても、人口想定とか、そういったものによりまして地域のおおよその開発のめどを見越しまして、そういうことによつて計画を立てております。しかし、御指摘のように、やはり現在やっておる中小河川等におきましても、かなりその当時には見込んだつもりでございますけれども、いまにしてみますと、見込み方が少なかつたという問題も所々方々に出ておるわけでございます。まあひとつ今後は長期構想の段階でできるだけカバーしていきたいというぐあいに考えております。そしていろいろな宅地開発によつて

流量が足らなくなつて、今度は宅地開発でも成立が不可能になるというような問題も現実に起きておられますので、そういう問題につきましましては、河川の改修費と同時に、宅地のほうの経費等もこれに加えて、総合的にひとつそういう改修を促進していきたいというふうな、そういう制度もすでに考へております。

○吉田(二)委員 天井川という川ですね、非常に川底の高い川が各地にたくさん残つておるわけなんです。これが災害に際して非常に大きな被害を発生させるというので、だんだん掘り込み河川に変えていこうとする計画があるように聞いておりますけれども、河川局長としてそういう指導をいよいよ強力にやつていかれるのかどうか。同時に、そういう方式に切りかえていこうとするならば、やはり話は元に戻りますけれども、山を治めるところでまた砂が流れ込むばかりではどうにもならないというところを感じます。砂防事業の強化という問題との関連の中で一そうこういう点の計画を強力に進めていっていただきたい。

なお、時間の関係で、大臣お見えになりませんけれども、他に質問者の方も予定されておられますので、私の質問は一応これで終わらしていただきます。

○坂野政府委員 先生御指摘のように、天井川対策は非常にむずかしい問題でございます。天井川といひましても程度がいろいろございまして、非常に極端に言いますと、道路の上を川が走つておるといふようなこともございまして、そういう極端なものにつきましましては、できれば川を切りかえて低いところにつくるというふうなこともございまして、それから、ある程度河床の上がついておるようなものは、できるだけ川底を掘つて、一つは砂利の生産性にも利するといふようなことも考へまして、そういう面から河道計画の再検討をいたしておりました。河道がこれ以上上がらないように、できるだけ下げるといふようなことも考へております。それからもちろん砂防等を強化いたし

まして、そういう上流川の流砂量をできるだけ調節するようなことも今後積極的に進めてまいりたい、このように考へております。

○加藤委員長 伏木和雄君。

○伏木委員 大臣が見えておられませんが、政務次官にお伺いしますが、きょうは実は電発の方にも来ていただいておりますので、建設省に対する質問はごくわずかにしてまいりたいと思ひます。

初めにお伺いしたいことは、現行の四十年から四十四年までの五カ年計画をここで変えるわけですが、今日まで現五カ年計画が何%まで終わったか、この点をまずお伺いしておきたいと思ひます。

○坂野政府委員 現行の治水事業五カ年計画は一兆一千億でございますが、その中におきまして治水事業が八千五百億でございます。それを中心にして申し上げますと、四十年から四十二年度までの実施額は四千七百四十一億円でございまして、パーセンテージにいたしました五五・八%でございます。これは当初の計画は五三・一%でございまして、これは当初の計画に比しますとかなり伸び率が上がつておるといふぐあいでございまして、五五・八%進捗しております。

○伏木委員 四十年から四十一年、四十二年、これで大体五〇%ということになっておりますが、この特に治水事業における長期計画というものは、当初計画を綿密に立て、そうして完全に施行できるように長期計画にしていかなければ、効率等におきましても非常にロスがあるのではないかと、いふように考えられますが、三年間でこの五カ年計画を改定しなければならなかったその理由についてお伺いしておきたいと思ひます。

○坂野政府委員 これは量的の問題と、それから質的問題と、二つからみ合つておるわけでございます。

量的の問題から申し上げますと、先ほど申しましたように、当初のこの計画の伸び率は毎年平均一二%ずつ伸びていくということでおつたわけ

でございますが、先ほど申し上げましたように、当初の計画に対して実際の実施が一七%ずつぐらゐ伸びておるわけでございます。ですから現行の一兆一千億の五カ年計画というものは、当初の計画の予定よりもかなりスピードがアップされた状態で、残量がかたくなつていっているというところで、まあこの辺でひとつ切りかえをしなければ、あとの二年が先細りということになって、伸び率がスローダウンしていくという問題が一つござい

ます。それからもう一つの問題は、先ほどいろいろ申し上げましたように、災害の最近の実態等を見てまいりますと、従来はどちらかというと大河川を中心とする災害が多かつたわけでございますけれども、最近では中小河川の災害が非常に多くなつておられます。これはいろいろ条件があるわけでございますが、一つは気象的な条件もあると思ひますが、もう一つは中小河川の災害が、そういう特に都市周辺の災害がふえてきておる、そういうことがございまして、それと、一つは、砂防関係で非常に最近では土石流を伴つた災害がふえておるわけでございます。これは従来には見られなかつた非常に顕著な傾向でございます。それと、干ばつといひますか、そういう傾向がまた三二、三年続いておりますが、そういうことを踏まえてまいりますと、内容的にもどうも従来の五カ年計画といふものをかなり考え直して、新しい観点から五カ年計画を練り直す必要があるというところで、先ほど申し上げました新長期構想というものを打ち立てたわけでございます。その一環として考へてまいりましたけれども、そういうことで内容もだいぶ変わつてくるし、量的にも現行の一兆一千億ではとてもカバーできないという新事態になつてまいりましたので、今回改定しようといふことでお願いしているわけでございます。

○伏木委員 昨年の集中豪雨による被害のおもなものは土石流ということがいわれておりますが、このような危険な河川というものはどのくらいあ

○坂野政府委員 四十一年度の調査でございますが、その結果によりますと、全国で土石流発生のおそれのある溪流は、一万五千六百四十五溪流でございます。

○伏木委員 約一万五千溪流の中で、今回の五年計画でどれくらいの河川が改修できるか、この点を説明しておいただきたい。

○**坂野政府委員** そのうちで、特に人家の戸数の多い、経済効果の多いものを対象に考えますと、約千八百溪流、重点といたしまして新五力年計画では大体千八百溪流を対象にして考えております。

○伏木委員 昨年集中豪雨が西日本あるいは新潟の方面にあったわけです。この昨年の集中豪雨における被害はどのくらいありましたか。

資料は、なかなかむずかしいものですから、申し上げておりませんが、そういった河川、砂防全体を含めた公共土木災害額は、たしか大体八百億程度でございます。

○伏木委員　昨年の水害のときも言われたことですが、天災ではなく、人災ではないかという議論論議が各所に見られておりました。この河川に関する災害は非常に大きな災害を起こしております。そこで、本日は電燈にも来ていただいておりますので、若干趣を変えまして、いま問題になっている黒又水系にある黒又第二ダムについて若干お伺いしておきたいと思ひます。

最近この黒又第二ダムが非常に危険ではないかという住民の声が出ておりますが、このダムに關して建設省は何か報告を受けているのでしょうか。

○坂野政府委員 このダムにつきましては、昨年の九月に北陸地方建設局の担当官が現地を見ておりまして、報告はございましたが、この報告の内容はあまり詳細には私聞いておりませんが、その内容に当時の報告としては、たいした危険なことはあるまいというようなことであったと承知しております。

○伏木委員　たいしたことないというのは、どの程度の報告を受けておりますか。

○**坂野政府委員** 問題の意識があるいは当時薄弱だったかもしれないけれども、漏水があるというような話で、現地の担当官が行って——まだ科学的に詳しくは調べていないのでございますが、

現地を目で見た感じを言っておると思います。ですから、そういうことでざっと見た感じではそれほど心配ないだろうということで、もちろん詳細なデータ等につきましてはまだ承知いたしておりません。

○伏木委員　現地では相当の不安が出ております。きょうの東京新聞にも現地の人々の声が出ております。こしは特に三十年来の大雪であった。これから雪解けを迎えるわけですが、現在漏水がこれからということ、この大量の水が流れ込んでき

た場合も万が一ということに住民が感ずるのは当然のことであると思います。建設省のはうの調査では、科学的な根拠も別に求めているいらないようですし、見た感じか何かで危険がないというようなことを言っておるようですが、これでは住民は納

得できないのではないか。むしろかえって不安がつのるのではないかとように感じますが、建設省に対する報告というものは、見た感じ程度の報告しかきていないのかどうか。これは大臣がいれば大臣に聞いてみたいのですが、大臣いませんか。

ので、政務次官どうですか。

○坂野政府委員　これは先ほど申し上げましたように、地方建設局で現地を見たわけでございますので、特に現地を見てこれは問題があるということとならば、詳しくまた本省のほうにも上がってく

ると思います。現在のところ、あるいは地建のほうがかうっかりしているかもしれませんけれども、地建のほうの判断では、たいしたことはあるまいということ、本省のほうにも現在のところ詳細が入っていないというのが実情でございます。

○伏木委員 このダムについて定期検査は行なわれておりますか。

○坂野政府委員 実はこのダムは、一級河川になる前に、県知事さんの管理しておられた時代にできたものでございまして、実は県と電発との関係でございまして、建設省の立場は、その後一級河川になってまいりましたので、そういう観点から現地を見たわけでございます。したがって、定期的な検査のほうは建設省では現在まであまりやっておりませんが、今後、新しい検査規程もできてまいりましたので、定期的に現地を十分調査するようにしたいと思っております。

です。三十九年に完成してから今日まで別に定期検査もやっていない。また、そのデータについては科学的な根拠に基づいてやっているわけでもなない。単に見た感じである。住民のほうは非常に不安を感じているが、それに対して何ら説得力のあ

る説明が加えられていない。現実には新潟地震以来の漏水が多くなってきた、このように住民は言っております。

に對する危険度として見られるのか、こういつた科学的な根拠に基づいて調査されているのか、その点をまずはっきりしておいていただきたいと思うのです。何らかの根拠に基づいてやるべきものなのか。果又第二ダムの場合、漏水量がどのくらいか。

のたのたの黒く鉄二ノメの板を、波が重たからいになったら危険なのか、いまどのくらいだから危険でないということが、建設者のほうでおわかりになっているのか、そういったものもわきまらずに、軽々に、危険はございませんということではなく、警正にはならないのではなか。

いまの点は局長にお伺いしますが、その前に、大臣がお見えになったので、この黒又第二ダムの漏水が多くなって現地住民が危険を感じているという報告を大臣は受けているかどうか、大臣から

○保利国務大臣　けさほど、ある新聞で大きく取り上げられておつて、実はびっくりしておるようなわけであります。私はこの黒又ダムのことにつ

いは今日まで具体的にお話を伺っておりません。お話しのように、所管がどこであろうと、とにかく河川管理の任務を持っておりますから、そして河川管理は、住民の方々に、災害ではなく、しあわせを持ち来たらすという積極的な任務があるわけでございますから、たいていどういうことであるろうと、住民の方々に不安を起こすようなこととに対しては、これはもう気をつけなければならぬことだと思います。必要があれば、建設省が直接当局調査をして必要な措置を講ずるなら講ずるといふように、地域住民の方々に不安のないような処

置をとるべきことは当然のことでございます。

○伏木委員 局長、さっきのことを……。

○坂野政府委員 漏水の問題でございしますが、漏水につきましては、特に幾らまでいいとか、幾らまでいかなとかいうような基準は、現在のところ

ころございませぬ。問題は、ダム周辺の地質の問題、あるいは漏水の箇所、漏水の状態、それからダムの水位との関係、そういうようないろんな関連がございまして、私どもとしては、まあ大体毎分三百リットルから六百リットルくらいまでは

漏水を少なくともその程度に持つていきたいという一応常識的な考え方はございますけれども、それもはっきりした基準ではございませんので、その場その場の状態等に応じて判断いたしましたので、出てくる水の出力状態、それから貯水立との関

係、それから水が濁っているかどうかというよう
な問題、そういうことも総合的に判定して、これ
ならばだじょうぶじゃないかという総合的な判
断で考えているわけでございます。非常に判定が
難しく、かつすぐ決まらずに、また、それから

ん、漏水の状態の経年的な変化というものは十分、これはあぶないというような箇所がございましたら、そういうところを重点的に経年のご調整をまいりまして、そして何らかの措置をそこで

でも漏水のないダムは実はほとんどございませ
 んので、ダムはほとんど例外なしに漏水があるわ
 けでございますけれども、その漏水が危険である

かないかということが問題になるわけでござい
ます。地方建設局の担当官が現地に行つた判断で
は、まずまずたいしたことはあるまいということ
で判断したのだと思ひますので、これはあぶな
いということならば、すぐに本省のほうにも詳細
報告してまいるのは当然でございませうけれども、
現在のところ、地建のほうではそういうぐあいに
いままでは考えておつたということございま
す。もちろん、大臣がおつしやいましたように、
住民に非常に不安があるということございま
したら、私も早くも早急にひとつ調査班でも編成し
まして現地につきまして十分調査をいたしま
して対策を講じたい、このように考えておりま
す。

○伏木委員 本庁のほうの問題に対する見方が非
常に甘いんじゃないか。地建のほうで報告がない
からというように言つておられますが、そん
なことをやつてゐる間に方がこのダムに支障が
起きたような場合は、やはりこれは本庁で責任を
とるべき問題でありまして、地建のほうからの報
告がなかったからということでは済まされない問
題ではないかと思ひます。現実に私は現地から写
真をとつていま手に入れておりますが、普通のダ
ムですと、コンクリを打つ継ぎ目のところから出
てくるのが漏水の常識ではないか、こういわれ
ておりますが、これを見ますと、穴から出てい
るにじみ出ているというのじゃなくて、まるで滝
のように流れている。この写真を見ていただければ
わかりになります。毎秒二十リットルくらい出
ているんじゃないか。毎秒二十リットル出たら、こ
れは相当量になつてまいります。先ほど、一分間
に五十リットルとか六十リットルとかいふお話で
したが、毎秒そのくらい出ている。この写真を見
ますと、滝のようになつています。しかも穴から
出ているわけでは、継ぎ目からにじみ出ていると
いうことではないわけでは、不安に思ひないほう
がむしろおかしいのです。それに対して建設省
は、出先から何も報告がない、見た感じでは何で

もない、科学的な根拠はない、別に科学的な
根拠に基づいたわけではない、これでは住民の不
安はますますつのるばかりであります。現実にこ
のダムを見てみますと、アーチ式ダムですから、
コンクリは薄く打つてあるさうですが、もしも
アーチ式ダムが根元の岩盤のところにひびでも
入つたならば、もう致命傷になる。この写真を見ま
すと、岩盤のきわに亀裂の入つたような姿も出て
おります。これでは方が一つのことがあつたら大問
題ではないか。まして、私はこれでさらに不安を
感ずるのは、水の中に入つてゐる部分は見えない
としても、上部のほうはもうコンクリが欠けてほ
ろぼろしてゐる。ここにも写真をとつてあります。
現実に現地の人から私はコンクリを持つてきても
らつたわけですが、このコンクリは一番いいもの
ださうです。一番いいところでもこんなような状
態になつてゐます。ちよつと大臣見ておいてくだ
さい。そういう状態になつておられるから、現地の
指示を待つだけ、これはもう建設省の怠慢ではな
いか、こう思ふわけですが、それにつきまして、
どうしてそのコンクリの部分がそんなにぼろぼろ
欠けるような工事をやつたか、あるいはそのよう
に漏水がたぐさんある原因は一体何なのかという
点について、きょうは電発から見ておられますか
ら、電発の方からお答え願ひたいと思ひます。

○浅尾参考人 浅尾でございます。お答えいたし
ます。
ただいま先生からいろいろ御心配をされた点が
ございまして、黒又川第二ダムにつきましては
は、本体からはほとんど漏水はございませぬ。い
まその写真で見ますと非常にわかりにくいので
ございまして、アーチダムでございまして、コン
クリートのブロックとブロックのジョイントに、
最後にコンクリートが冷えたときにセメントミル
クを注入するわけでございます。この残りをあと
で掃除すればよかつたのでしようが、一部残つて
おるわけでございます。
なお、この漏水につきましては、基礎部に、岩
盤を処理するためにコンクリートの基礎の上流側
にセメントで高圧注入を行ないまして、カーテン
グラウトを行なつて、さらにそれから出た水を
ボーリング孔によつて集めるというような仕組み
になつておりますが、これから出ておる水を集め
まして、これはダム主任者を置まして毎月検査
してゐるわけでございます。それで、その報告は、
私どものほうでは河川堰堤規則によつて管理され
るとともに、電気事業法によりまして発電用ダムと
して管理されておまして、通産省に毎月報告さ
れております。

○伏木委員 いま電発のほうのそういうお答えで
すが、現実にはこちらには亀裂の出ている部分も
あるわけでは、穴だけでなく、まあこれはあとで
お見せいたします。
本会議の都合で時間がありませんから、先へ
まいります。大体この工事をやつた際、現場の
工事をやつた人に聞くと、あのダムはどうか
おそかつたダムはない、いまだで幾つか工事を
経験してゐるけれども、かわきがおそかつたとい
うような声も聞いております。また、一番問題に
なつてゐるのはこのコンクリート打ちに使つた砂
利ではないか。当初川砂利を十萬立米このダムに
使ひ、黒又川から掘り上げたものを十萬立米使
つた。この間に当初の計画がなつておつたところ、
実際は三萬立米しか掘れなかつた、残りは山砂利
を持つてきてこれを砕いて使つたというように
おつておられます。中には、あの程度の山砂利を
使つて工事をやつてゐるならば、建設省の検査
なんというものは簡単なものならば、建設省の現
地の土建屋さんの声も、私、耳にしております。実
際、当初の計画が川砂利でやるべきこのコンク
リートの工事が山砂利に変わつてしまつたとい
うことにも、大きな原因があるんじゃないか。当初
の計画と変わつてしまつた点については、電発の
ほうでは御存じですか。
○浅尾参考人 お答えいたします。
黒又川電所につきましては、ダムと発電所を合
わせまして約十二萬立米のコンクリートでござ
いまして、このうち六萬立米は、山砂利によ
つて施工されました。当初は、仰せのように大
部分を川の堆積物によるということでスタートし
たのでありますが、現地調査の資料によつてこれ
くらい使えるという見込みでスタートいたしました
が、非常に古い堆積物でございまして、その上
の二ないし三メートルの部分に非常に有機物が多
うございまして、木の根っこやその他いろいろ
腐つたものが入つておる、これをいろいろ洗いま
してコンクリート打ちをいたしましたら非常に強
度が不満足であるというふうなことで、これを捨

たいた先生からいろいろ御心配をされた点が
ございまして、黒又川第二ダムにつきましては
は、本体からはほとんど漏水はございませぬ。い
まその写真で見ますと非常にわかりにくいので
ございまして、アーチダムでございまして、コン
クリートのブロックとブロックのジョイントに、
最後にコンクリートが冷えたときにセメントミル
クを注入するわけでございます。この残りをあと
で掃除すればよかつたのでしようが、一部残つて
おるわけでございます。
なお、この漏水につきましては、基礎部に、岩
盤を処理するためにコンクリートの基礎の上流側

にセメントで高圧注入を行ないまして、カーテン
グラウトを行なつて、さらにそれから出た水を
ボーリング孔によつて集めるというような仕組み
になつておりますが、これから出ておる水を集め
まして、これはダム主任者を置まして毎月検査
してゐるわけでございます。それで、その報告は、
私どものほうでは河川堰堤規則によつて管理され
るとともに、電気事業法によりまして発電用ダムと
して管理されておまして、通産省に毎月報告さ
れております。

○伏木委員 いま電発のほうのそういうお答えで
すが、現実にはこちらには亀裂の出ている部分も
あるわけでは、穴だけでなく、まあこれはあとで
お見せいたします。
本会議の都合で時間がありませんから、先へ
まいります。大体この工事をやつた際、現場の
工事をやつた人に聞くと、あのダムはどうか
おそかつたダムはない、いまだで幾つか工事を
経験してゐるけれども、かわきがおそかつたとい
うような声も聞いております。また、一番問題に
なつてゐるのはこのコンクリート打ちに使つた砂
利ではないか。当初川砂利を十萬立米このダムに
使ひ、黒又川から掘り上げたものを十萬立米使
つた。この間に当初の計画がなつておつたところ、
実際は三萬立米しか掘れなかつた、残りは山砂利
を持つてきてこれを砕いて使つたというように
おつておられます。中には、あの程度の山砂利を
使つて工事をやつてゐるならば、建設省の検査
なんというものは簡単なものならば、建設省の現
地の土建屋さんの声も、私、耳にしております。実
際、当初の計画が川砂利でやるべきこのコンク
リートの工事が山砂利に変わつてしまつたとい
うことにも、大きな原因があるんじゃないか。当初
の計画と変わつてしまつた点については、電発の
ほうでは御存じですか。
○浅尾参考人 お答えいたします。
黒又川電所につきましては、ダムと発電所を合
わせまして約十二萬立米のコンクリートでござ
いまして、このうち六萬立米は、山砂利によ
つて施工されました。当初は、仰せのように大
部分を川の堆積物によるということでスタートし
たのでありますが、現地調査の資料によつてこれ
くらい使えるという見込みでスタートいたしました
が、非常に古い堆積物でございまして、その上
の二ないし三メートルの部分に非常に有機物が多
うございまして、木の根っこやその他いろいろ
腐つたものが入つておる、これをいろいろ洗いま
してコンクリート打ちをいたしましたら非常に強
度が不満足であるというふうなことで、これを捨

てざるを得なくなった。それで山の採取場のいいところをさがしまして、そこで石を掘りましてコンクリート試験をいたしましたところ、十分アーチダムのコンクリートとして強度が期待できるといことが判明いたしましたので、これをあとから追加して使うようにいたしましたわけでござい

ます。ですから、コンクリートの性能といたしましては、ほかの大きなダムでも碎石の砂利を使っております。特に私どもはあれによって黒又川第二ダムが予定より劣化したというような考え方は持っていないのであります。

○伏木委員 この砂利については二千五百万円もかけて試験をやっているはずですよ。一体その試験はほんとうにやりましたか、二千五百万円も予算をかけて——答弁は簡単にしてください、時間がありませんから。

○浅尾参考人 それにつきましては、金のほうは、調査費で——ちょっといま覚えておりませんが、確かに調査所というのでございまして、調査いたしました。その関係で、こういうような、あとになって足りないという結果が一応出ましたので、これは工事の調査所長につきましては、当社といたしましても予定が狂いまして、懲戒の処分をいたしました。

○伏木委員 その調査をし、試験をやった会社に対しては、責任の究明をやったわけですか。やったか、やらないかでよろしい。

○浅尾参考人 これはどこの業者がやりましたか、私は知りません。これは本工事を着工するずっと前のことでございます。しかし、この判定はあくまでも調査所に出ておりました技術者の責任でございますので、そういう処置をとったわけでございます。

○伏木委員 私はしろうとでし、あなた方は専門家で十分御承知と思いますが、この山砂利を使うためには、これは碎石しまして相当の水洗いをやらないと、あとでコンクリートの硬化が悪いということ、これはしろうとでもわかることです。このコンクリート山砂利の洗い出しについては、

川砂利を洗うようなポンプでしかやらなかった、こういうところにも——ほかにも大きな問題があるわけですか。

それから、このダム全体に山砂利を何%くらい使ったか、この点もはっきりしておいていただきたいと思ひます。

○浅尾参考人 アーチダムのコンクリートでございますので、特に私どもは、洗浄、それからあとの製造につきましては注意を払ってやらしております。なお、この山砂利を使用しましたために川砂利よりも値段は確かに上がっております。

○伏木委員 何%くらい使っておりますか。

○浅尾参考人 使用量といたしましては、全体といたしまして、発電所を含めまして十二万立米でございまして、この中で、採掘によりますコンクリートは、約五〇%の六万立米でございまして、ダムにつきまして申しますと、九万一千立米のダムのコンクリートでございまして、それにつきまして約四万立米の碎石コンクリートが使用されました。

○伏木委員 この山砂利が現地でもって非常に評判が悪い。鉄道においてもこの山砂利を使った。国鉄の只見線でこの山砂利を鉄橋に使って、最近、風に当たって風化して非常に心配で、これを新たに改修をやっているというのを私たち聞いております。この辺の山砂利は、水に入っている部分はいいとしても、風に当たるとすぐ風化するという評判の砂利だ、こういうことも聞いておるわけですか。ですから、過去にその実績として、国鉄自身が橋げたの改修をやっている。これはわずか十年しかたっていない橋げたですが、改修をやっておる。こういう過去に実績も出ているわけですか。こうした問題の砂利を、しかもポンプも、川砂利を洗うようなポンプで簡単に洗って、そうしてこの中に大量に、六〇%も使用してしまつた、そういうことから、現地では、このようにぼろぼろ欠けてくれば不安が起る、あるいは水が流れて出ている姿を見れば、もしも決壊があつたならばという不安を感じるの、当然のことであると

思ふんです。

時間がありませんから、この問題はどのくらいにしておきたいと思ひます。

先ほど建設省のほうでも、科学的な調査に基づいていない、ただ見た感じで言っているというところで、これは早急に調査団を派遣すべきだ、私はこう思ふのですが、この点について、先ほど政務次官から、調査団を派遣したいというような意向もありましたが、大臣からお伺いしておきたいと思ひます。この問題について建設省として調査団を出して厳重に調査をするお気持ちがあるかどうか。

○保利國務大臣 とにかく、このダム流域の方々がそのダムによって不安を感じるというようなことは、もうこれはたいへんなことでございまして、そういうことのないように積極的な姿勢をとるべきだと思ひます。

私はきのうの地震で一番心配しましたのは、関係地帯のダムに影響はなかつたらうかということが一番心配だったので。幸いにそういうことがないようでございまして、安心しております。

ただいまの第二黒又ダムにつきましては、建設省として果たすべきことは当然果たさなければならぬ。それにはやはり実態を見きわめなければならぬ。見きわめるために調査団を派遣するということは、至急取り計らいたいと思ひます。

○伏木委員 ダムについては調査団を出していたかどうか……(発言する者多し)ちょっとうるさいですな。

○加藤委員長 御静粛に願ひます。

○伏木委員 にぎやかだと、静かになるまで黙っていますから……。

由でこれを変更してしまつたのか、この点を電発のほうからお答え願ひたいと思ひます。

○石井参考人 ただいまお尋ねがございました黒又川の分水の中止の経過でございますが、只見川の開発計画ができましたときに、只見川本流系におきまして電気を起こしますと同時に、新潟県における主として農業用の水を確保するために七千三百万トンと奥只見から黒又ダムに流せということが決定されたのでございまして。ただし、三千八百万トンほどをさらに豊水期には黒又川水系から只見川へ揚水して戻すということもつけ加えられて、当時そのような計画が決定いたしておりました。まあそれはそれに従ひまして工事を進めておつたのでございまして、この計画は、電氣的に見ますと、只見川本流筋におきまして水を発電に使ひましたほうが、より多くの電気を起こすことができ、有利であると考えられたのでござい

ますけれども、農業用その他の必要があるといひますればやむなしとして決定をされたわけでございます。ところが、ただいま問題になりました黒又川第二ダムを建設する段階になりまして、電氣のほうから申しますと、ますますピークの大電力が要するという事情が一方にあり、かたがた、ダム建設の技術がだんだん進歩いたしまして、御指摘のアーチ式ダムによりましても相当高堰堤がつくれるということになりましたので、ここに六千万トンの総貯水量、有効貯水量五千万トンの大ダムをつくつたわけでございます。このダムの水を農業に放流いたしますれば、信濃川流域の水の確保には問題なからう、このような見地からいたしまして、新潟県方面からの御意向がこれをやめてもよろしいということでございますので、新潟県とも相談して只見川からの分水の工事を中止し、後、電源開発調整審議会の議決を経まして正式にこれを中止いたしたわけでございます。

以上が中止の経過でございます。

○伏木委員 この工事について、当時吉田内閣のころでしたか、相当国会でも問題になつて、その最後に、只見川の分水につきまして、総合開発に

ついで閣議で決定されたことというように聞いております。それがいつの間にか中止されてしまった。一体どこと相談してこの工事を中止したか、また、中止するまでにこの工事はどのくらい進んだのか、総予算のうちどのくらいまで支払ったのか、この点をはっきりしていただきたい。

○石井参考人 ただいま御質問のごいしました分水の工事は、三億二千万円の予算をもつて約三キロのトンネルを掘るといふ計画であつたわけでありまして、そのトンネルを、物理的な進行程度では約三分の一、すなわち約千メートルほどのトンネルができました段階で、工費的には約一億六千万円ほどの工費、すなわち約半額の工費を支出したところで中止いたしました。

なお、きまりました計画が変更されました事情と申しますか、背景と申しますか、これは結局いたしましたるに、只見川からの分水を必要といたしました……

○伏木委員 背景はいから、どこと相談してきめたか。

○石井参考人 これは新潟県の御意向が——新潟県にごいしました県会特別委員会というものがいろいろ御調査になりました、ただいまの黒又第二の水で大きな貯水池をつくって流してくれるならば、下流の農業用水その他には一応差しつかえないという御検討から、てまえどものほうと相談の結果、中止をいたしましたわけでございます。

○伏木委員 その答弁はちょっと合わないと思うのですが、これは県会ではあまり問題にならないうちに——当時知事は病気であつたそうです。副知事も何か入院しておつたそうですが、何か電発と県の総務部長との話し合いでこれがきまつてしまったというように私を私たちは聞いておりますが、それは一応置いて、この工事が全長三キロのところを三分の一の一キロしか工事をやらない。正確には九百十五メートルだそうです。予算が三億一千九百万、そのうちこの工事に一億六千三百万、半分以上を三分の一に支払つてしまつた。しかも、そのトンネルは、コンクリを打つた

わけでない、巻き立てをしたわけでない、ただ掘りだすまゝである。工事は三分の一しかやっていない。支払いのほうは総工費の五〇%以上も払つてゐる。一体これは何をやっておつたのかという問題が出てまいらぬと思ひます。

時間がありませんので、この点はあとでやるとして、さらに私はふしぎに思ふのは、これを中止したことによつて、分水計画を中止した当時、関係町村に対して協力費を支払つてゐる。一体こういうものが法律で認められるものであるかどうか。何の目的をもつてこういつた協力費を支払つてゐるのか。二億三千万円支払いがされてゐるわけです。中止ということになつたことと、その二億三千万円の支払いとは一体どういう関係になつてゐるのか。

○石井参考人 当時私も黒又川の分水計画を中止することは新潟県のほうの御要望としては差しつかえないけれども、ただ、ただいままで黒又川第一発電所を建設し、また第二発電所ないしは第三発電所等を建設することに伴つて地元がいろいろな要求を持つてゐる。たとえて言へば、従来黒又第一発電所建設過程におきまして私も解決したと考へておりますけれども、地元町村等におかれましては未解決であると言つております。林道の開通でありますとか、あるいは只見の開通でありますとか、そのような要求、あるいは尿処理、衛生施設、このようなものも要求を各町村が持つておつたわけでございます。このような問題をすべてこの場合解決してもらわなければならぬという御意向がございまして、これらのものとして二億三千万円、また県がこの分水利用を中止した善後措置、このために五千五百万円、総計二億八千五百万円というものの経費を出していただけるかどうかというお話がございまして、いろいろな見地から政治的な判断をいたしましたのでございまして、われわれとしては、経済的に各種の経費の節減あるいは電気出力の増加、そのようなものと見合つて有利であるというように判断して、これを出したのでございます。

○伏木委員 おかしいじゃないですか。これはその施設をつくる、あるいは黒又第二ダムの工事に伴つたところの——何かいまの答弁ですと補償的な感じがするのです。これは補償なんですか。

○石井参考人 いろいろな地元の御協力に対するお礼といひますか、謝意といひますか、このようなもの、あるいはわれわれが施設しなければならぬものの施設費の支出、あるいは県が地元に対して分水開始に伴ひまして各種の措置をとらなければならぬ費用の負担、弁償といひますか、このようなものが含まれたものと考えております。

○伏木委員 この金は分水のトンネル工事を中止したことによつて支払われたわけですよ。中止をするということに伴つて支出されてゐるのですから、このところはちよつとおかしいじゃないですか。

○石井参考人 私どもから、黒又第二発電所のダムから必要時には水を出すことにによりまして、分水の目的でありました農業用の水量確保といふことはこれでできるわけでございますけれども、この問題を解決すると一緒に、従来電発と地元町村との間でいろいろひつかりがございまして各種の問題、今後黒又川の第二建設をやるにつきましても、この対地元関係で出てくるであろう諸問題、並びに県が分水廃止のために地元各種の措置をしなければならぬ、このような経費を含めて二億八千五百万円を支払つてくれればというお話がございまして、これを支払つたものでございまして、時間的には分水廃止と一緒にございまして、時、分水停止の対価あるいは牽連関係といふものではないと考へております。

○伏木委員 時間がないようですから、これはまたの機会にやらしていただくとして、この地域開は全然関係のない湯之谷村に払われているというの——あなたの答弁でいくと、水系を中心とした地域の開通ということですが、この湯之谷村は黒又水系とは全然関係のないところだ。こうした問題、それからこれらについて工事中止を理由に

払つた二億八千五百万円——本来三億一千九百万円かければこのトンネル工事は完成するということとでありまして、これに対して、中間的に一億六千三百万、また、この工事中止という理由のもとに二億八千五百万円、合計で約四億五千万円支払われている。三億一千万円あればできるものを、三分の一の工事もやらないうちに四億五千万円を支払わなければならないというところに私たちは非常に政治的な暗い感じがするわけですね。しかも、閣議でもつてあれほどにもまれた問題が、県の総務部長と電発との間の話し合いによつてこれが中止されてしまつた、しかも経費も四億円以上が支出されてゐる、なお黒又水系以外の湯之谷村までもこれが支払われている、こうしたことから私は非常に政治的なものを感じるわけですが、これは時間がありまからまたの機会に譲ることとして、こうした河川改修あるいは河川の利用に伴つて行なわれるところの政治的な問題は、もつと住民本位に国家予算といふものを……（国家予算じゃない、株式会社だと呼ぶ者あり）株式会社でも、電発は九九%は資本金が国から出ているのです。電発は、株式会社といつても、国民の会社です。ですから、あえて申し上げておくわけですが、なおこの問題については今後機会を得ましてさらにこちらの資料に基づいて追及してまいりたい、こう考へるわけです。

以上で質問を終わります。

○石井参考人 私、先ほどの御説明の中に一言申し落としたが、湯之谷村に対しては五千五百万円払いましたが、これは私も払つたものではございません。あそこ奥只見発電所をつくるときに、約四十億円かけて道路をつくつたわけでございます。この道路に対して、向こう四年間固定資産税をかけるという約定をつくりまして、この問題が時を同じくして解決されたのでありまして、決して分水廃止の対価という意味ではないということをおし上げておきます。したがって、四年間の固定資産税が一億五千万円に相なりますが、これの利益というようにものを考

一〇

慮して経営判断をしたわけでございます。

○加藤委員長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○加藤委員長 これより討論に入るのが順序であります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は、来たる二十二日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

昭和四十三年五月二十四日印刷

昭和四十三年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局